

半田市生活困窮者就労準備支援事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、生活困窮者自立支援法(平成25年法律第105号。以下「法」という。)第7条第1項の規定に基づき市が実施する生活困窮者就労準備支援事業(以下「事業」という。)について、法、生活困窮者自立支援法施行令(平成27年政令第40号)及び生活困窮者自立支援法施行規則(平成27年厚生労働省令第16号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(支援対象者)

第2条 事業の支援対象者は、規則第4条に規定する生活困窮者のうち、市内に居住地を有し、本事業の支援を受けることが必要と市長が認めるものとする。

(支援の内容)

第3条 事業の支援内容は、次に掲げるものとする。

(1) 日常生活自立に関する支援

社会生活に必要な生活習慣の形成及び回復のため、規則正しい起床及び就寝、バランスのとれた食事の摂取、適切な身だしなみに関する助言、指導等を行うもの。

(2) 社会生活自立に関する支援

社会的能力の形成を促すため、挨拶の励行、基本的なコミュニケーション能力の形成に向けた支援や企業の職場見学、ボランティア活動への参加等を行うもの。

(3) 就労自立に関する支援

一般就労に向けた技法及び知識の習得等を促すため、就労体験の機会の提供やビジネスマナー講習、模擬面接、履歴書の作成指導を行うほか、連携企業の開拓、支援の調整等を併せて行うもの。

(実施手順)

第4条 事業は、次に掲げる手順により行うものとする。

(1) 支援対象者の生活状況の把握

(2) 就労準備に関する支援計画(以下「就労準備支援プログラム」という。)の作成

(3) 就労準備支援プログラムに基づく取組の進捗状況の把握

(4) 必要に応じて就労準備支援プログラムの見直し

(支援の期間)

第5条 支援の期間は、原則として1年を超えない期間とする。ただし、支援対象者の状況により延長することができる。

(職員の配置)

第6条 事業の実施にあたり、就労準備支援員(以下「支援員」という。)を配置するものとする。

2 支援員は、原則として、厚生労働省が実施する養成研修を受講し、修了証を受けた者とする。

(委託)

第7条 市長は、社会福祉法人等の市長が適当と認める団体に対し、事業の全部又は一部を委託することができる。

(個人情報の保護)

第8条 支援員は、事業の実施にあたり、関係機関と個人情報を共有する場合は、本人の同意を得たうえで行わなければならない。この場合において、支援員は、その者の個人情報の保護が図られるよう必要な措置を講じるものとする。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、事業の実施にあたり必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年10月1日から施行する。